

令和5年度 事業実施計画書

社会福祉法人 南光社会福祉事業協会

令和5年度事業実施計画書

社会福祉法人 南光社会福祉事業協会

1. 基本方針

憲法第25条(生存権の保障)の理念及び生活保護法の原則に基づき、被保護者(要支援者)の生存権・社会権・幸福追求権を保障するとともに、自立の助長を図るものとする。

2. 基本指針

社会福祉法第3条「福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして良質かつ適切なものでなければならない」の規定に基づき、社会福祉事業を公明かつ適正に実施し、社会福祉の増進に資することを目的として、達成するように努力するものとする。

3. 事業総則

法令の定めるところに従い、その定款で定まった目的の範囲内において、権利を有し義務を遂行する。

4. 事業内容

(1) 法人の取組について

- ① 社会福祉法人の財務規律の確立・事業透明性の確保・ガバナンスの確立を目指し、開かれた法人経営を構築する。
- ② 社会福祉法人の使命・役割を踏まえ、地域における地域公益活動のあり方を模索し具体的方策を構築する。
- ③ 長期的な安定経営を目指し、基本的中長期ビジョンを立案し経営計画策定のあり方を模索する。

(2) 施設の経営について

- ① 第1種社会福祉事業 救護施設南光園の确实公正な経営を目指す。
- ② 公益事業である一時生活支援事業・自立生活支援事業なんこうの确实公正な経営を目指す。
- ③ 生活困窮者自立支援制度による生活困窮者をはじめとする地域住民の福祉に関する

ニーズにワンストップで対応できるよう、地域におけるネットワーク化を確立し、社会資源を結びつける「総合相談支援」への取り組みの体制整備を行っていく。

- ④ 生活困窮者自立支援制度による生活困窮者の就労の場として、施設機能を活かすことができるよう、就労訓練支援事業(中間的就労)を通じて就労者の確保に努める。
- ⑤ 利用者の経済的自立を目指し、就労場所として位置付けられる外勤事業所での労働業務に従事する。
- ⑥ 利用者の自立支援に具体的に取り組むため「救護施設居宅生活訓練事業」を継続し、連続性のある支援を行なっていく。
- ⑦ 退所された利用者が、安定した居宅生活を送ることが出来るよう、「保護施設通所事業(訪問指導)」を継続実施し、新たに「保護施設通所事業(通所訓練)」を実施する。
- ⑧ 居宅生活者が継続・安定した生活を維持するためのバックアップ機能として一時入所を実施する。
- ⑨ 社会的入院の解消のために、医療機関との連携を図り受け入れ体制の整備を行う。
- ⑩ DV 被害者等の保護及び加害者の被害者に対する暴力防止のため、「DV 被害者等緊急一時保護事業」を実施し、DV 被害者の安全確保を行う。
- ⑪ 地域との共生化への取組の推進の一つとして、兵庫県のバックアップのもと地元の農家とのマッチングを受けて「農福連携事業」を実施し、地域貢献と共に入所者の就労や生きがいつくりの場を生み出す。

(3) 役員の研修の実施について

役員の資質の向上及び知識修得を目指し、法人役員研修会(所轄庁・県社協)等に参加する。

(4) 地域密着型福祉を目指して

救護施設南光園行事の地域への啓発活動の推進及び地域住民としての地域活動への参加、また、小・中・高校等、教育機関への積極的な協力を行い、地域の福祉活動の拠点となることを目指す。

(5) 各種助成について

救護施設南光園の整備事業等に対し、必要に応じて、各種助成及び融資の申請をする。

5. 事業展開

救護施設に求められる役割・機能は効果的な自立支援であり、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立の如何を問わず利用者の地域生活移行が急速に進んでいくと考えら

れる中において、利用者の持つ福祉ニーズは多様なものとなってきている。また、生活保護受給者だけでなく生活困窮者支援が喫緊の課題として取り上げられる中、救護施設が持つ専門性を如何なく発揮し支援展開を行なうことが、社会福祉法人の使命・役割であり、その民間の持つ特性である柔軟性を生かした事業展開に努め、常に利用者や地域社会から喜ばれ、協力を得るために次のような課題を追求していく。

《理念・ビジョン》

- ① 地域の幅広い福祉ニーズを常に注視し、住民の福祉ニーズに対応した先駆的・実験的な事業に取り組む。(生活困窮者相談支援)
 - 地域で生活するなかで経済的に困窮や社会的に孤立化した人たちに対し、相談支援を通じ伴走型支援を行なう。
 - 就労訓練事業(中間的就労)就労者の確保(再掲)
 - 「救護施設居宅生活訓練事業」の実施(再掲)
 - 一時入所の実施(再掲)
 - 「保護施設通所事業(通所訓練・訪問指導)」の実施(再掲)
 - 「DV 被害者等緊急一時保護事業」の実施(再掲)
 - 「農福連携事業」の実施(再掲)
- ② サービスを提供する対象者に対し、人格の尊重を図ったサービスを行いアメニティの向上を目指し、事業活動を通じてノーマライゼーションの理念に基づく福祉社会の実現に向けて努力していく。
 - 個別ケアプランの策定・実施・見直しを定期的かつ確実に実施。サービス利用者(全員)との計画同意書の締結
 - サービス利用者と定例懇談会を実施し、意見・要望を聴取する
- ③ 地域社会に積極的に溶け込む努力と、地域に開かれた法人経営を心掛ける。
 - 地域の小学・中学・高校各生徒の福祉教育の場として講習・交流の実施
 - 退所された被保護者が地域生活を円滑に送れるよう、地域社会とのネットワーク化を推進
- ④ 役員は、社会福祉法の主旨を適格に把握し、法人の財政基盤を確立し、法人経営の安定化を図る。
 - 将来の建て替えに備えた資金計画を策定し、人事・労務システムの改善を図る
 - ランニングコストの無駄を減らす為、他社比較による取引先業者の見直しによりコスト削減を実施
- ⑤ 役員は事業の内容、利用者の支援内容について実情の把握と研究を怠らず、職員の資質向上、援助の向上に意を配っていく。

- 人権擁護意識向上の為、虐待防止の研修を実施し虐待ゼロ施設の確立
 - 担当職員による施設内研修会（勉強会）の定期的開催
 - リスクマネジメント(危機管理マニュアル)に基づく想定訓練の定期的実施
 - 業務・支援を一から見直し「標準化・統一化」を図る
 - 各職員が専門資格取得に向けた支援体制の確立
- ⑥ 社会福祉事業の公共性を認識し、適切な情報公開に努める。
- ホームページ上で、定款・事業計画・事業報告・財務諸表・現況報告書等を公開する。
 - 福祉サービス自己評価の実施